

NPO・市民活動団体と市との協働のあり方を考える会議則

（設置）

第1条 別表に掲げるNPO・市民活動団体と市は、協働により、NPO・市民活動団体と市との協働のあり方（以下「指針」といいます。）を作成するため、NPO・市民活動団体と市との協働のあり方を考える会議（以下「考える会議」といいます。）を設置します。

（取扱事務）

第2条 考える会議は、次の事項について検討し決定します。

- （1）会議の運営に関すること。
- （2）指針に関すること。

（組織）

第3条 考える会議に座長及び副座長各1人を置きます。

- 2 座長及び副座長は、会議の互選によります。
- 3 座長は、会議を代表し、会務をとりまとめます。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理します。

（全体会議）

第4条 全体会議は、座長が招集し、座長は、議長となります。

- 2 全体会議は、そのときの出席者をもって成立します。ただし、決議事項がある場合には、第6条第5項の定足数に達しない場合、決議を行いません。
- 3 全体会議は、公開とします。

（ワーキンググループ）

第5条 考える会議にワーキンググループを置きます。

- 2 ワーキンググループは、全体会議で検討された事項や意見を事務局と共に整理し、全体会議で検討するための資料や提案を作成します。
- 3 ワーキンググループは、会議の互選により14名以内を持って組織します。

（意見の集約）

第6条 第2条各号の決定は、原則、出席者の全員の合意によるものとします。ただし、必要があるときは、出席者の過半数をもって決定します。

- 2 1団体、1議決権とします。
- 3 全体会議で決定する事項については、出席する団体が会議の場で結論を出すことができるようにするため、事前に決定事項に関する内容を案内します。
- 4 会議に出席できない団体は、書面等による決議や意見等の提出ができるものとします。
- 5 会議の定足数は、全体会議構成団体数の3分の1以上とし、第4項の書面により参加した団体は、定足数に数えるものとします。

（設置期間）

第7条 考える会議の設置期間は、市長へ指針の提案をする日までとします。

（関係職員の出席）

第8条 考える会議は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができます。

(庶務)

第9条 考える会議の庶務は、総合政策部みんなでまちづくり課において処理します。

(その他)

第10条 この会議則に定めるもののほか、必要な事項は考える会議と市との協議により決定します。

附 則 (平成17年6月22日議決)

この会議則は、平成17年6月22日から施行します。

附 則 (平成17年10月12日議決)

この会議則は、平成17年10月12日から施行します。

別表

	団 体 名		団 体 名
1	(特) 草加市身体障害者福祉協会	26	獨協大学エクステンションセンター
2	(特) うるおい工房村	27	吉町の住環境を守る会
3	(特) 高齢者障害者の家だんらん	28	秋桜
4	(特) さくらんぼ	29	草加市華道協会
5	(特) みんなのまち草の根ネットの会	30	草加市手話友の会
6	(特) さわやか たすけあい草加	31	葦の会
7	(特) 障害者自立センター・めだか	32	子育て情報誌「SKIP」
8	(特) 草加・元気っ子クラブ	33	瀬崎まちづくり市民会議
9	(特) 草加ジュニアオーケストラ	34	平和ネットワーク草加
10	(特) ゆめネット	35	福寿草
11	(特) げんきどう	36	草加物産企画
12	(特) 冒険あそび場ネットワーク草加	37	(特) フォーライフ
13	(財)埼玉県生態系保護協会南埼玉支部	38	草加市国際交流協会
14	(特) 子ども広場草加おやこ劇場	39	草加市を明るく笑顔にするあいさつ運動の会
15	エコ・買い物ガイド草加	40	
16	草加市くらしの会	41	
17	せざき防犯パトロール隊	42	
18	リパック草加	43	
19	草加朗読劇「この子たちの夏の会」	44	
20	インフォメーション草加	45	
21	みどりと花をつくろう会	46	
22	サルベージ協会	47	
23	草加市綾瀬川をきれいにする会	48	
24	草加フリーマーケット市民の会	49	
25	美術協会	50	

平成 17 年 10 月 12 日現在